

日本国文部科学省 - 中華人民共和国文化・観光部 - 大韓民国文化体育観光部

2025年-2026年文化交流年に関する協力覚書

日本国文部科学省、中華人民共和国文化・観光部、大韓民国文化体育観光部（以下「三者」という。）は、

三か国協力25周年を迎える機会に、2024年5月、岸田文雄日本国内閣総理大臣と李強中華人民共和国國務院総理、尹錫悦大韓民国大統領が一致した未来志向の実務協力の推進に関する将来ビジョンを認識し、

文化、芸術、文化コンテンツ産業分野における交流と協力を一層強化するため、2025年から2026年を「文化交流年」に指定した三か国首脳の決定を踏まえ、

文化が三か国の国民をつなぎ架け橋の役割を果たすことを認識し、

持続的、戦略的かつ、有意義な相互交流を通じて、三か国間の友好関係を深めることを目指し、

三か国間協力を強化するとともに、文化、芸術など多様な分野における実質的かつ質の高い協力を推進することを望み、

「2025年-2026年文化交流年」に関する各事業の成功裏の推進のため、以下の認識に達した。

第1項 範囲と目的

1. 本協力覚書は、2025年-2026年の日本国、中華人民共和国、大韓民国間における文化交流年を成功させるため、三者が協力するための枠組みを確立することを目的とする。
2. 本協力覚書の目的は、文化及び将来世代間の交流における三か国間の繋がりを強化するとともに、文化、芸術などの共通する関心事項に関する対話の促進にある。

3. 本協力覚書は、相互信頼、尊重、平等、相互利益の原則に基づき、実施する。

第2項 協力の分野

1. 三者は、次の分野で協力する。

(a)視覚芸術、舞台芸術などの文化芸術及び美術館、図書館、博物館などの文化施設間の交流

(b)視聴覚コンテンツ、音楽、書籍などの文化コンテンツ産業

(c)東アジア文化都市

(d)三者が同意したその他の協力分野

2. 全ての協力分野において、将来世代間の交流を通じた友好と友情の促進を重視する。

第3項 協力の形態

本協力覚書の実施のために、三者は、実務級委員会を設立し、情報と優良事例を共有するとともに、多国間フォーラム、オンライン会議、電話、電子メールの交換、相互協議を通じて協力を促進する。

第4項 費用

三者が共同で別途定めない限り、三者は、本協力覚書の実施過程で発生する費用について、三者それぞれが持つ利用可能な財源により各々が負担する。ただし、三者が共同で推進する事業の場合、均等に分担する。

第5項 相違点の解決

本協力覚書を解釈又は実行する際に発生するすべての相違点は、三者間の直接協議及び交渉を通じて円満に解決する。

第6項 法的地位

本協力覚書は、国際法に基づく拘束力を有する権利及び義務を生じさせる国際協定ではない。

第7項 最終規定

- 本協力覚書は、三者の代表による署名日から開始し、2026年12月31日まで継続する。
- 本協力覚書は、三者間の書面による同意のもと、修正又は延長されることがある。
- 本協力覚書の終了は、三者が共同で別途定めない限り、進行中の事業又は協力活動の実施に影響を及ぼさない。

2024年9月12日、日本国京都市において、日本語、中国語、韓国語、英語で署名され、すべての文書が同等の価値を持つ。解釈による差が発生する場合、英語版を優先する。

日本国

文部科学大臣

中華人民共和国

文化・観光部副部長

大韓民国

文化体育観光部第1次官
